

函館市教育振興基本計画

2018年度（平成30年度）～2027年度（令和9年度）



2018年（平成30年）3月策定
（2023年（令和5年）3月改訂）

函館市教育委員会

はじめに

近年、人口減少や少子・高齢化、高度情報化の進展、家族形態の変化などにより、地域社会を取り巻く環境はこれまで以上に複雑化・多様化しており、今後においても社会が大きく変化していくことが予想されています。

こうしたなか、本市においては、2016年（平成28年）12月に「函館市基本構想」を策定し、将来像である「北のクロスロードHAKODATE～ともに始める 未来を拓く～」の実現に向け、市民や行政などが一体となってまちづくりに取り組んでいます。

「函館市教育振興基本計画」は、2018年（平成30年）に、今後10年間の本市の教育施策を総合的・計画的に推進するため、学校教育分野と生涯学習分野を包含した計画として策定しました。

これまで、本計画に基づき、各種施策を進め、毎年、点検・評価を行ってまいりましたが、策定から5年が経過し、社会情勢はもとより、新型コロナウイルス感染症への対応や児童生徒一人に一台の学習用端末等を活用した学びの推進など、教育を取り巻く環境が大きく変化してきていることから、2030年（令和12年）以降の社会の変化を見据えた国の第3期教育振興基本計画に基づく教育政策のあり方なども踏まえ、見直しを行いました。

今後も、本計画に掲げる「函館の教育がめざす人間像」の実現に向けて、社会の変化を的確にとらえつつ、家庭、地域、学校、各種団体、企業、高等教育機関など多様な主体が連携・協働を図りながら、市民一人ひとりが学びや活動を通じて、豊かな生活を送ることができるよう取組を進めてまいりたいと考えております。

市民の皆様には、本計画の趣旨をご理解いただくとともに、本市の教育の振興のためにご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の改訂にあたりまして、ご協議をいただきました函館市教育振興審議会の委員の皆様に対しまして、深く感謝申し上げます。

2023年（令和5年）3月

函館市教育委員会

目 次

第1章 計画の策定について	1
1 策定・改訂の趣旨	1
2 計画の位置付けと施策の対象範囲	1
(1) 計画の位置付け	1
(2) 施策の対象範囲	2
3 計画の期間	2
4 本計画とSDGs	3
第2章 函館の教育を取り巻く現状と課題	4
1 変化する社会	4
2 人口減少と少子・高齢化	5
第3章 函館の教育がめざす人間像	6
第4章 基本目標	7
第5章 施策と主な取組	8
1 計画の体系	8
2 施策と主な取組の内容	9
基本目標1 変化する社会を生きる力の育成	9
施策1 確かな学力を育む教育の推進	10
施策2 豊かな心を育む教育の推進	13
施策3 健やかな体を育む教育の推進	16
施策4 幼児教育の充実	19
施策5 多様なニーズに対応した取組の充実	20
基本目標2 地域とともにある学校づくりの推進	22
施策1 家庭・地域との連携・協働の推進	23
施策2 学校における指導体制等の充実	24
施策3 学校間の連携・接続	26
基本目標3 函館への愛着や誇りと未来へ飛躍する力の育成	28
施策1 函館への愛着や誇りを育む教育の推進	29

施策 2 未来へ飛躍する力を育む教育の推進	30
基本目標 4 生きがいを創り出す生涯学習の推進	32
施策 1 生涯学習活動の促進	33
施策 2 社会教育活動の推進	35
基本目標 5 心の豊かさを育む文化芸術の振興	36
施策 1 文化芸術活動の促進・支援	37
施策 2 文化遺産の保存・活用と伝統文化の継承	39
基本目標 6 健やかな心身を育む運動やスポーツの振興	41
施策 1 運動やスポーツの振興	42
第 6 章 計画の推進	45
1 計画の推進体制	45
2 計画の推進状況の検証等	45
資料編	46

第1章 計画の策定について

1 策定・改訂の趣旨

急速な人口減少や少子・高齢化，高度情報化の進展など，社会情勢が大きく変化するなかで，市民一人ひとりが主体的に社会に関わり，活力ある地域社会を創り出していくことが求められています。

こうしたことから，郷土の歴史や文化を誇りに思い，地域の発展を支える人材の育成を目的とする「函館市教育振興基本計画」を2018年（平成30年）3月に策定し，教育施策の総合的・計画的な推進を図ることとしました。

本計画の策定後，国においては2018年（平成30年）6月に「第3期教育振興基本計画」が閣議決定されたほか，学校においては，教員の働き方改革やGIGAスクール構想※に基づく急激な情報化の推進，児童生徒の個々の状況に応じた教育機会の確保などが求められています。

こうしたことから，「函館の教育がめざす人間像」などの基本的な考え方は継承しつつ，その実現のために位置付けている取組内容等について，社会情勢や毎年度実施している点検・評価の内容などを踏まえて，見直しを行うこととしました。

2 計画の位置付けと施策の対象範囲

(1) 計画の位置付け

本計画は，教育基本法第17条第2項に規定される「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として位置付けます。

教育基本法（抜粋）

（教育振興基本計画）

第17条 政府は，教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため，教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について，基本的な計画を定め，これを国会に報告するとともに，公表しなければならない。

2 地方公共団体は，前項の計画を参酌し，その地域の実情に応じ，当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

※ GIGAスクール構想とは，児童生徒向けの一人に一台の学習用端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し，多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく，公正に個別最適化された創造性を育む教育を，全国の学校現場で持続的に実現させる国の構想のことです。

なお、本計画は、施策の目標や根本となる方針の部分が教育大綱に該当する内容であることから、函館市総合教育会議において、「函館市教育大綱」として定めることとしてきたところです。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（大綱の策定等）

第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第1項の総合教育会議において協議するものとする。

（2）施策の対象範囲

本計画における施策の範囲は、教育委員会が所管する教育施策を対象とします。

なお、他の部局が所管する施策で本計画に関係するものについては、関係部局と連携して推進します。

3 計画の期間

本計画の期間は、2018年度（平成30年度）から2027年度（令和9年度）までとします。

4 本計画とSDGs

SDGsは、持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）の略で、全ての国際連合加盟国が2030年（令和12年）までに取り組む行動計画として、17の目標と169のターゲットが掲げられ、我が国では、2016年（平成28年）に「持続可能な開発目標実施指針」を決定し、様々な分野で取組が進められています。

本計画に掲げる6つの基本目標と15の施策は、SDGsのめざす目標とその方向性を同じくするものであり、各種施策の推進にあたっては、SDGsの視点を踏まえて取り組むこととします。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



第2章 函館の教育を取り巻く現状と課題

1 変化する社会

交通手段や情報通信技術などの発達により、人、物および情報の流れが国境を越えて活発化するなか、国際社会はこれまでにない多くの地球規模の課題に直面しており、とりわけ、新型コロナウイルス感染症の拡大や経済活動の悪化、子どもの貧困など、様々な課題への対応が求められています。

一方で、ビッグデータや人工知能等をはじめとする技術革新が一層進展し、社会を大きく変えていくことが予想されています。特に、人工知能が自ら知識を概念的に理解し、思考し始めているとも言われ、雇用のあり方や学校において獲得する知識の意味にも大きな変化をもたらすのではないかとの予測も示されています。

このような複雑で予測困難な社会にあっても、子どもたちが様々な変化に積極的に向き合い、他者と協働して課題を解決していくことや、様々な情報を見極め、理解し、新たな価値につなげていくことが重要です。また、すべての人が学び続け、必要な資質・能力を身に付けていくことも重要です。

こうしたことから、これからの本市の教育においては、生涯を通じて学び続けて個性・能力を伸ばし、世界に目を向ける広い視野をもって自他の人生を豊かにする新たな価値を創り出す人を育むことが求められています。

2 人口減少と少子・高齢化

我が国の人口は、2008 年(平成 20 年)をピークとして減少傾向にあります。また、我が国は、低出生率と長寿化によって、世界のなかでも少子・高齢化が進んでいる国であると言われています。

本市の人口は、1980 年(昭和 55 年)をピークに若年層の大都市圏への転出をはじめとする社会減と、死亡数が出生数を上回る自然減により減少を続け、今後においてもさらなる減少が避けられない状況にあります。

このように人口減少や少子・高齢化が進行するなか、核家族化の進行や共働き家庭の増加などによる家族形態の変化、価値観やライフスタイルの多様化が進み、地域社会におけるつながりや支え合いの希薄化、家庭が抱える課題の多様化・複雑化も進んでいます。また、地域を支える担い手が不足することによって、地域コミュニティ機能やまちの活力が低下することが懸念されています。

こうしたことから、これからの本市の教育においては、主体性をもって多様な人々と協働し支え合い、函館への愛着や誇りを強く抱きながら、まちの魅力をさらに高める人を育むことが求められています。

第3章 函館の教育がめざす人間像

現状と課題を踏まえ、函館の教育がめざす人間像を以下のとおりとします。

函館の教育がめざす人間像

自立：生涯を通じて学び続け、主体的に判断して変化する社会を生きる人

主体的・対話的で深い学びのスタイルを身に付け、生涯を通じて学び続けて個性・能力を伸ばすとともに、変化する社会にあっても自分の学びを活かし主体的に判断して行動することができる人

共生：寛容さと思いやりの心をもって、多様な人々と絆を結び共に支え合う人

個人や社会の多様性を尊重し、他者に対する思いやりと感謝の気持ちを持ちながら、主体性をもって多様な人々と協働し、支え合うことができる人

創造：世界に目を向け、新たな価値を創り、まちの魅力を高める人

世界に目を向ける広い視野をもって、自他の人生を豊かにする新たな価値を創り出し、函館への愛着や誇りを強く抱きながら、まちの魅力をさらに高めることができる人

第4章 基本目標

基本目標を以下のとおりとします。なお、施策を推進するにあたっては、教育における多様性を尊重するほか、ライフステージに応じた縦の接続と社会全体の横の連携・協働を図り、まちづくりを支える人材を育成する視点を重視することとします。

基本目標

基本目標1 変化する社会を生きる力の育成

子ども一人ひとりが、変化する社会のなかで主体的に生き抜くことができるよう、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育むことをめざします。

基本目標2 地域とともにある学校づくりの推進

家庭や地域と一体となって子どもを育むとともに、教職員一人ひとりが個性・能力を十分に発揮できる学校づくりを推進します。

基本目標3 函館への愛着や誇りと未来へ飛躍する力の育成

子ども一人ひとりが、函館の魅力を感じ、関わりを深め、愛着や誇りをもつとともに、未来に向かって新たな価値を生み出す資質・能力を育むことをめざします。

基本目標4 生きがいを創り出す生涯学習の推進

市民一人ひとりが生涯を通じて学び続け、その成果を生かし、充実した生活を送ることができる生涯学習の推進をめざします。

基本目標5 心の豊かさを育む文化芸術の振興

文化芸術や文化遺産に触れる機会を充実させ、市民一人ひとりが創造性を高め、感性を豊かにすることができる文化芸術の振興をめざします。

基本目標6 健やかな心身を育む運動やスポーツの振興

市民一人ひとりが健やかな心身を育むため、体と心を鍛えることができる運動やスポーツの振興をめざします。

第5章 施策と主な取組

1 計画の体系

